

# 金沢市公報

第2860号

平成28年 (2016年) 3月11日

〒920 - 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次                   | ページ              | ●選挙管理委員会告示              |
|-------------------------|------------------|-------------------------|
| ●告 示                    |                  | ○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に   |
| ○自転車等を移動し、保管したことについて    |                  | おける署名者の最低数について          |
| (歩ける環境推進課               | !) 1             | (選挙管理委員会)               |
| ○自転車等を撤去し、保管したことについて    |                  | ○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管   |
| ( "                     | ) 2              | 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお    |
| 〇平成6年告示第132号(自転車等放置禁止区  |                  | ける署名者の最低数について( ″ )      |
| 域の指定について)の一部改正について      |                  | ○教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ   |
| ( "                     | ) 3              | る署名者の最低数について ( " )      |
| ○平成14年告示第41号(こまちなみ保存建造物 |                  | ○合併協議会の設置の請求の場合における署名   |
| の登録について)の一部改正について       |                  | 者の最低数について ( " )         |
| (歴史都市推進室                | <b>(</b> ) 4     | ○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の   |
| ○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿   |                  | 場合における署名者の最低数について       |
| の縦覧について (資産税課           | 4)               | ( " )                   |
| ○地縁による団体の告示された事項の変更につ   |                  | ●監査公表                   |
| いて(市民協働推進課              | <del>(</del> ) 4 | ○監査公表 (第5号・第6号) (監査事務局) |
| ○児童福祉法の規定による医療機関の指定につ   |                  | ●消防局公告                  |
| いて(地域保健課                | 1) 5             | ○消防車のサイレンの使用について(警防課) 1 |
| 〇市道の区域の変更について (道路管理課    | <del>(</del> ) 5 | ●公営企業告示                 |
| ○道路の供用の開始について ( "       | ) 5              | ○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位   |
| ●教育委員会告示                |                  | 料金の算定について (経営企画課) 1     |
| 〇昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定  |                  | ○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく   |
| 文化財の指定及びその保持者又は保持団体の    |                  | 調整単位料金の算定について ( " ) 1   |
| 認定について)の一部改正について        |                  |                         |
| (文化財保護課                 | (1) 6            |                         |
|                         |                  |                         |
| 告                       |                  | 示                       |

# ◉金沢市告示第55号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場

金沢市営金沢駅第2自転車駐車場

金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

金沢市営金沢駅東自転車駐車場

金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場

金沢市営本町2丁目自転車駐車場

金沢市営西金沢駅東自転車駐車場 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場 金沢市営森本駅西自転車駐車場 金沢市営野町駅前自転車駐車場 金沢市営馬替前自転車駐車場 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場 金沢市営出出駅前自転車駐車場 金沢市営・本越団地自転車駐車場 金沢市営・本越団地自転車駐車場 金沢市営塔松バス停前自転車駐車場 金沢市営枯水高自転車駐車場 金沢市営枯木島自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数 自転車 130台 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日 平成28年2月1日から同月29日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所 金沢市此花町3番2号 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所 日時 平成28年3月11日から同年6月10日まで 午前10時から午後7時まで 場所 金沢市問屋町2丁目95番地 金沢市自転車等保管庫

# ●金沢市告示第56号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

| 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所 | 撤 | 去し、保管 | した自転 | 云車等の台数 |
|---------------------|---|-------|------|--------|
| 金沢駅前自転車等放置禁止区域      | 自 | 転     | 車    | 6 台    |
| 香林坊地区自転車等放置禁止区域     | 自 | 転     | 車    | 2台     |
| 西金沢駅前自転車等放置禁止区域     | 自 | 転     | 車    | 2台     |
| 森本駅前自転車等放置禁止区域      | 自 | 転     | 車    | 1台     |
| 元町2丁目地内             | 自 | 転     | 車    | 2台     |
| 西大桑町地内              | 自 | 転     | 車    | 1台     |
| 泉 3 丁目地内            | 自 | 転     | 車    | 3台     |
| 大額3丁目地内             | 自 | 転     | 車    | 1台     |
| 入江3丁目地内             | 自 | 転     | 車    | 3台     |
| 西泉1丁目地内             | 自 | 転     | 車    | 3台     |
| 粟崎町地内               | 自 | 転     | 車    | 1台     |
| 松村 5 丁目地内           | 自 | 転     | 車    | 4台     |

| 田上の里2丁目地内 | 自 | 転 | 車 | 1台 |
|-----------|---|---|---|----|
| 西念4丁目地内   | 自 | 転 | 車 | 1台 |

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日 平成28年2月1日から同月29日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間

平成28年3月11日から同年9月10日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地 金沢市自転車等保管庫

# ●金沢市告示第57号

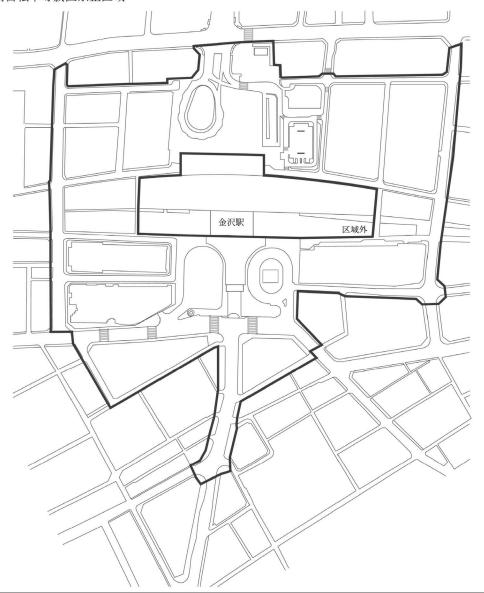
平成6年告示第132号(自転車等放置禁止区域の指定について)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

平成28年3月11日

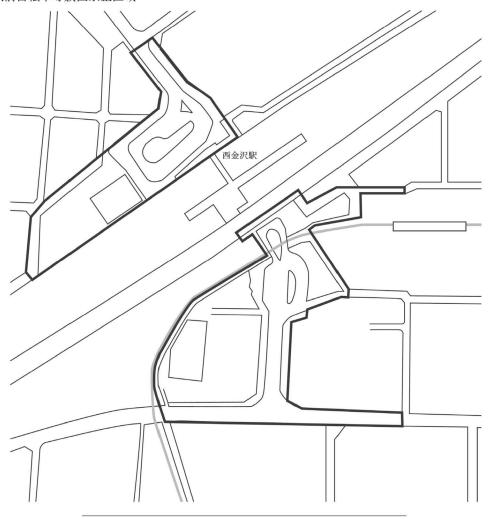
金沢市長 山 野 之 義

第1項及び第4項を次のように改める。

1 金沢駅前自転車等放置禁止区域



## 4 西金沢駅前自転車等放置禁止区域



## ●金沢市告示第58号

平成14年告示第41号(こまちなみ保存建造物の登録について)の一部を次のように改正する。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

表41の項中「下徳 再吉」を「下徳 浩令」に改める。

## ●金沢市告示第59号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条の規定により、平成28年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 縦 覧 場 所      | 縦 覧 期 間                  | 縦 覧 時 間         |
|--------------|--------------------------|-----------------|
| 金沢市広坂1丁目1番1号 | 平成28年4月1日から同年5月2日まで(日曜日及 | 午前9時から午後5時45分まで |
| 金沢市総務局資産税課   | び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年 |                 |
|              | 法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)  |                 |

## ●金沢市告示第60号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 区 分   | 変更事項  | 変更前           | 変 更 後          | 変更年月日       |
|-------|-------|---------------|----------------|-------------|
| 加賀朝日町 | 代表者の氏 | 前川 志郎         | 屋敷 繁           | 平成27年12月26日 |
| 会     | 名及び住所 | 金沢市加賀朝日町ハ15番地 | 金沢市加賀朝日町二136番地 | 平成27年12月20日 |
|       | 代表者の氏 | 中島 豊明         | 太田 修次          | 平成26年4月1日   |
| 千田葵町会 | 名及び住所 | 金沢市千田町イ56番地3  | 金沢市千田町イ53番地6   | 十八人20年4月1日  |
| 丁田癸町云 | 代表者の氏 | 太田 修次         | 下久保 祐介         | 平成27年4月1日   |
|       | 名及び住所 | 金沢市千田町イ53番地6  | 金沢市千田町イ53番地7   | 平成27年4月1日   |

#### ●金沢市告示第61号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 訪!     | 問看 護 | 事 業 者 |     | 訪      | 問看護  | ステー  | - ショ  | ン  |     | 指定年月日     |
|--------|------|-------|-----|--------|------|------|-------|----|-----|-----------|
| 名      | 称    | 所 在   | 地   | 名      | 称    |      | 所     | 在  | 地   | 1日足平月口    |
| 特定医療法人 | 声知人  | 金沢市馬替 | 2丁目 | 南ヶ丘訪問  | 兵藩フニ | 3,57 | 金沢市   | 馬替 | 2丁目 | 平成28年3月1日 |
| 行止医療伝入 | 扇翔会  | 125番地 |     | 角ケ圧初向な | ョ茂人丁 | ーション | 125番均 | 也  |     | 平成28年3月1日 |

#### ●金沢市告示第62号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年3月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

| 道路 | 各の |     |    | 口夕     | ∳白 |       | Ħ  |     |   |   |   |   |   |            | 18   |       | 新旧 | 恒星(***)   | な 臣 (****) |
|----|----|-----|----|--------|----|-------|----|-----|---|---|---|---|---|------------|------|-------|----|-----------|------------|
| 種  | 類  |     |    | 路      | 線  |       | 名  |     |   |   |   | 区 |   | J          | 間    |       | の別 | 幅員(m)     | 延長(m)      |
|    | 般  | 石   | 리  | 1      | _  | 目     | 線  | 디디  | 石 | 引 | 1 | 丁 | 目 |            | 182番 | 先から   | 旧  | 5. 0      | 30. 0      |
| 市  | 道  | 111 | וכ | 引 1 丁目 |    | Н     | 形化 | 5号  | 石 | 引 | 1 | 丁 | 目 |            | 238番 | 先まで   | 新  | 14. 0     | 30. 0      |
| -  | 般  | 7:  | 리  | 1      | _  | П     | 線  | 20号 | 石 | 引 | 1 | 丁 | 目 |            | 277番 | 先から   | 旧  | 7.8       | 113.0      |
| 市  | 道  | 石   | 引  | 1      | 1  | 丁 目 緩 |    | 20万 | 石 | 引 | 1 | 丁 | 目 |            | 334番 | 先まで   | 新  | 15. 8     | 113. 0     |
|    | 般  | 戸   |    |        |    |       | 板  | 18号 | = |   | П |   | 町 | 71         | 48番  | 1 先から | 旧  | 3. 5~5. 9 | 40. 2      |
| 市  | 道  | =   | 1  | 1      | 町  |       | 線  | 2号  | = |   | П |   | 町 | 11         | 50番  | 1 先まで | 新  | 4.9~7.3   | 40. 2      |
|    | 般  | 戸   |    |        |    |       | 板  | 18号 | = |   | П |   | 町 | 71         | 51番  | 1 先から | 旧  | 3. 5~8. 5 | 158. 0     |
| 市  | 道  | =   | 1  | 1      | 町  |       | 線  | 4号  | = |   | П |   | 町 | <i>)</i> \ | 31番  | 2 先まで | 新  | 4.4~9.4   | 158. 0     |

#### ●金沢市告示第63号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年3月11日から同月25日まで一般の縦 覧に供します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

|     | 路          | 線   | 名  |                  |                   |   |   | 区 | 間  |            |      |       | 供用開始日      |
|-----|------------|-----|----|------------------|-------------------|---|---|---|----|------------|------|-------|------------|
| 森」  | Ir 1       | 丁目  | 線  | 2号               | 森                 | 山 | 1 | 丁 | 目  |            | 434番 | 1 先から | 平成28年3月11日 |
| 林   | Ц 1        | 1 日 | 形化 | 45               | 森                 | 山 | 1 | 丁 | 目  |            | 437番 | 先まで   | 平成20年3月11日 |
| 石   | <b>I</b> 1 | 丁目  | 始  | 5号               | 石                 | 引 | 1 | 丁 | 目  |            | 182番 | 先から   | 平成28年3月18日 |
| 石   | 71 1       | 1 日 | 線  | 3 <del>7</del> 5 | 石                 | 引 | 1 | 丁 | 目  |            | 238番 | 先まで   | 平成20年3月10日 |
| Z 7 | J 1        | 丁目  | 線  | 20号              | 石                 | 引 | 1 | 丁 | 目  |            | 277番 | 先から   | 平成28年3月18日 |
| 石   | 3 1        | 1 日 | 形  | 20万              | 石                 | 引 | 1 | 丁 | 目  |            | 334番 | 先まで   | 平成20年3月10日 |
| 戸   |            |     | 板  | 18号              |                   |   | П |   | 田工 | <i>/</i> \ | 48番  | 1 先から | 平成28年3月18日 |
| =   | П          | 町   | 線  | 2号               | $\overline{}$     |   | П |   | 田丁 | <i>/</i> \ | 50番  | 1 先まで | 平成20年3月10日 |
| 戸   |            |     | 板  | 18号              | _                 |   | П |   | 田丁 | 71         | 51番  | 1先から  | 平成28年3月18日 |
| _   | П          | 囲丁  | 線  | 4号               | $\stackrel{-}{=}$ |   | П |   | 町  | 11         | 31番  | 2 先まで | 平成40年3月18日 |

# 教育委員会告示

#### ●金沢市教育委員会告示第3号

昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部を 次のように改正する。

平成28年3月11日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表に次のように加える。

| 天然記 | い おうぜんじんじゃしゃそう  醫王山神社社叢 | 2,420平方メートル | 金沢市二俣町ツ24番地 | 指定平成28年3月11日 |
|-----|-------------------------|-------------|-------------|--------------|
| 念物  | <b>置</b> 工山仲仏仏取<br>     |             | 医王山神社       |              |

# 選挙管理委員会告示

## ●金沢市選挙管理委員会告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第74条第5項及び同法第75条 第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市選挙管理委員会

7,350人

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市選挙管理委員会

122,486人

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第16号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(教育委員会の委員の解職の請求

の場合における署名者の最低数)を、同条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市選挙管理委員会

122,486人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第17号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市選挙管理委員会

7,350人

#### ●金沢市選挙管理委員会告示第18号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数(合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市選挙管理委員会

61,243人

# 監 査 公 表

#### ●金沢市監査公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した経営に係る事業の管理監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成28年3月11日

金沢市監査委員 西 村 睯 7 金沢市監査委員 中 秀 雄 島 金沢市監査委員 田 中 展 郎 金沢市監査委員 松 # 純

#### 第1 監査の概要

- 1 監査の対象事業
- (1) 中央卸売市場事業
- (2) 公設花き地方卸売市場事業
- 2 監査の期間

平成27年7月21日から平成28年3月3日まで

3 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、田中展郎、松井純一

4 監査の範囲

平成26年度における中央卸売市場事業及び公設花き地方卸売市場事業の経営に係る事業の管理(ただし、必要と認められた平成27年度及びその他の年度の事務を含む。)

- 5 監査の対象項目
- (1) 第2次中期経営計画の進捗状況
- (2) 経営戦略の進捗状況
- (3) 経営収入(市場使用料等)
- (4) 経営支出(補助金等)

- (5) 一般会計からの繰入れ状況
- (6) その他必要と認める項目
- 6 監査の方法

経営に係る事業の管理が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 第2 監査の結果

経営に係る事業の管理については、次のとおり改善が望まれる事項があったので、内容を十分把握して適切な 措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

- 1 経営戦略の進捗状況
  - (1) 事業管理

[改善意見(改善が望まれる事項)]

金沢市中央卸売市場経営戦略について、市場を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、進捗状況や課題を検証し、より実効性のある経営戦略となるよう見直すことが望まれる。

【中央卸売市場事業】

- 2 経営収入(市場使用料等)
  - (1) 滞納整理事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

市場使用料等の滞納について、滞納状況によっては回収困難となる恐れもあることから、保証金の充当基準を整備するなど未収金に対する適切な対応が望まれる。

【中央卸売市場事業】

#### ●金沢市監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果 に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成28年3月11日

| 金沢市監査委員 | 西 | 村 | 賢 | 了 |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 中 | 島 | 秀 | 雄 |
| 金沢市監査委員 | 田 | 中 | 展 | 郎 |
| 金沢市監査委員 | 松 | 井 | 純 | _ |

#### 第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

|   |   |   | 監査の対象部局等                            | 実施期間       |
|---|---|---|-------------------------------------|------------|
| 総 | 務 | 局 | 総務課、文書法制課、人事課、監理課、行政経営課、財政課、税務課、資産税 |            |
|   |   |   | 課、市民税課                              |            |
| 福 | 祉 | 局 | 福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども政策推進課、こど |            |
|   |   |   | も総合相談センター、障害福祉課、福祉指導監査課             |            |
| 企 | 業 | 局 | 経営企画部                               |            |
|   |   |   | 経営企画課、企業総務課                         | 平成27年7月21日 |
|   |   |   | 営業部                                 | 5          |
|   |   |   | お客さまサービス課、営業開発課                     | 平成28年3月3日  |
|   |   |   | 建設部                                 |            |
|   |   |   | 建設課、維持管理課                           |            |
|   |   |   | 施設部                                 |            |

|      | ガス課、上水・発電課、水処理課 |  |
|------|-----------------|--|
| 市立病院 | 事務局             |  |

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、田中展郎、松井純一

3 監査の範囲

平成26年度における財務に関する事務 (ただし、必要と認められた平成27年度及びその他の年度の事務を含む。)

- 4 監査の対象項目
- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目
- 5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、次のとおり改善を必要とする事項等があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

- 1 収入に関する事務
- (1) 延滞金徴収事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

① 生活保護費返還金及び保育料に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。

【生活支援課、こども政策推進課】

② 下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。

【建設課、お客さまサービス課】

(2) 督促事務

[指摘事項(改善を必要とする事項)]

未納となっている本人負担分の診療費について、期限内に督促状を発行していないので、適時適切に実施する必要がある。

【市立病院事務局】

- 2 支出に関する事務
  - (1) 奨励金事務

[改善意見(改善が望まれる事項)]

納税奨励金について、納税協力会に対し納期内納付件数に応じて交付しているが、納付率が伸び悩んでいる協力会が見受けられるなど、期待した効果が発揮されていないので、公平性や有効性の観点から制度のあり方について検討することが望まれる。

【税務課】

#### 第3 監査の結果に関する報告に添える意見

1 債権管理について

水道料金、市営住宅使用料及び診療債権について、判例により私法上の債権とされており、民法の消滅時効を 適用すべきところ、未だに見直しが行われず進展が見られないことから、全庁的な体制を整備し責任の所在を明 確にするとともに、債権管理に係る統一的な基準を定めた条例制定に向けて早急かつ真摯に取り組むことが望ま れる。

# 消防局公告

金沢市消防団火災防御訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成28年3月11日

金沢市消防長 小 谷 正 利

場 所 金沢市中央消防署管轄区域内(四十万3丁目地内)

日 時 平成28年3月20日(日) 午前9時から午前9時30分まで

場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内(駅西新町3丁目地内)

日 時 平成28年3月20日(日) 午前10時から午前10時30分まで

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内 (無量寺町地内)

日 時 平成28年3月20日(日) 午前11時から午前11時30分まで

# 公 営 企 業 告 示

#### ●金沢市公営企業告示第7号

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成27年11月1日から平成28年1月31日までの原料の平均価格等
- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 52,830円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 53,970円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 53,170円
- 2 原料価格変動額 36,300円

算式 89,530円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 53,170円 (1トン当たり平均原料価格) = 36,300円 (100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-36,300円 (原料価格変動額)/100円×0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.77円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

4 平成28年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表 (基本料金については、変動ありません。)

|                                     | 基本料金     | 調整単位料金       |
|-------------------------------------|----------|--------------|
|                                     | (1箇月につき) | (1立方メートルにつき) |
| A表<br>(1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)       | 620円     | 217円98銭      |
| B表                                  |          |              |
| (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)  | 640円     | 215円98銭      |
| C表                                  | 890円     | 203円48銭      |
| (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)  | 3001,    |              |
| D表                                  | 1,000円   | 201円65銭      |
| (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合) |          |              |
| E表                                  | 1,650円   | 196円65銭      |
| (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)           |          |              |

#### ●金沢市公営企業告示第8号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
- (1) 平成27年11月1日から平成28年1月31日までの平均原料価格 1トン当たり 53,970円
- (2) 原料価格変動額 32,300円

算式 86,340円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 53,970円 (1トン当たり平均原料価格) = 32,300円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-32,300円 (原料価格変動額)/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から65.90円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成28年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表 (基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金     | 調整単位料金       |
|-------------------------------|----------|--------------|
|                               | (1箇月につき) | (1立方メートルにつき) |
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円     | 408円21銭      |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭  | 399円11銭      |

# 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成27年11月1日から平成28年1月31日までの平均原料価格
  - 1トン当たり 53,970円
- (2) 原料価格変動額 32,300円

算式 86,340円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 53,970円 (1トン当たり平均原料価格) = 32,300円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-32,300円 (原料価格変動額)/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から65.90円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成28年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表 (基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金     | 調整単位料金       |
|-------------------------------|----------|--------------|
|                               | (1箇月につき) | (1立方メートルにつき) |
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円     | 389円96銭      |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭  | 380円86銭      |

#### 3 南森本供給地点群

- (1) 平成27年11月1日から平成28年1月31日までの平均原料価格
  - 1トン当たり 53,970円
- (2) 原料価格変動額 32,300円

算式 86,340円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 53,970円 (1トン当たり平均原料価格) = 32,300円 (100

円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-32,300円 (原料価格変動額)/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から65.90円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成28年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表 (基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金     | 調整単位料金       |
|-------------------------------|----------|--------------|
|                               | (1箇月につき) | (1立方メートルにつき) |
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円     | 393円87銭      |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭  | 384円77銭      |

#### 4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成27年11月1日から平成28年1月31日までの平均原料価格 1トン当たり 53,970円

(2) 原料価格変動額 32,300円

算式 86,340円 (1トン当たり基準平均原料価格) - 53,970円 (1トン当たり平均原料価格) = 32,300円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額-32,300円 (原料価格変動額)/100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から65.90円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成28年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表 (基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金     | 調整単位料金       |
|-------------------------------|----------|--------------|
|                               | (1箇月につき) | (1立方メートルにつき) |
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円     | 382円37銭      |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭  | 373円27銭      |